

災害時における被災者支援等に係る 連携・協力に関する協定書

大分県（以下「甲」という。）とおおいた災害支援つなぐネットワーク（O-Link）（以下「乙」という。）、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（以下「丙」という。）は、災害時等における連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、平時及び災害時において、甲、乙及び丙が相互に連携・協力することにより、NPO等の支援団体による活動が円滑かつ効果的に行われ、もって、被災者の避難生活等への支援と早期の生活再建及び被災地の復旧・復興に寄与することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害のうち災害救助法が適用される大規模災害とする。ただし、これ以外の災害であっても、甲、乙及び丙が協議のうえ対象とすることができる。

（平時の連携・協力）

第3条 甲、乙及び丙は、平時から、次に掲げる事項について相互に連携・協力を努めるものとする。

- （1）関係者による情報連絡会議の定期的な開催
- （2）県内におけるNPO等の支援団体の活動強化及びネットワークの強化
- （3）災害時におけるNPO等の支援団体と行政等の連携・協力のあり方に係る研究及び合同訓練の実施
- （4）被災者支援に関わる団体及び県民の受援力向上のための啓発
- （5）その他目的達成のために必要な事項

（災害時の連携・協力）

第4条 甲、乙及び丙は、災害時において、発災後直ちに関係者による情報連絡会議を設置するとともに、次に掲げる事項について相互に連携・協力を努めるものとする。

- （1）速やかかつ能動的な被災状況の把握、情報の集約及び発信
- （2）自らの活動状況及び予定に関する情報の提供
- （3）発災直後からの被災者への支援に関する協力
- （4）被災者の支援に係る総合調整（NPO等の支援団体の受入に関する協力を含む）
- （5）復旧・復興期を通じて変化する被災者のニーズや課題への対応
- （6）その他目的達成のために必要な事項

- 2 甲及び乙は、NPO等の支援団体の活動が円滑に実施されるよう環境整備に努めるものとする。
- 3 乙及び丙は、NPO等の支援団体による支援の重複や漏れの調整を行うとともに、行政及び被災者支援に関わる者に対し、有する経験及びノウハウの提供に努めるものとする。

（協議）

第5条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲、乙又は丙のいずれからも、書面による申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、及び丙は、署名のうえ、各自1通を保有する。

令和7年6月25日

甲 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事

佐藤樹一郎

乙 大分県大分市古国府4丁目9番24号
おおいた災害支援つなぐネットワーク
代表理事

山下基三

丙 東京都千代田区大手町2丁目2-1
新大手町ビル267-B
特定非営利活動法人
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
代表理事

栗田暢之